

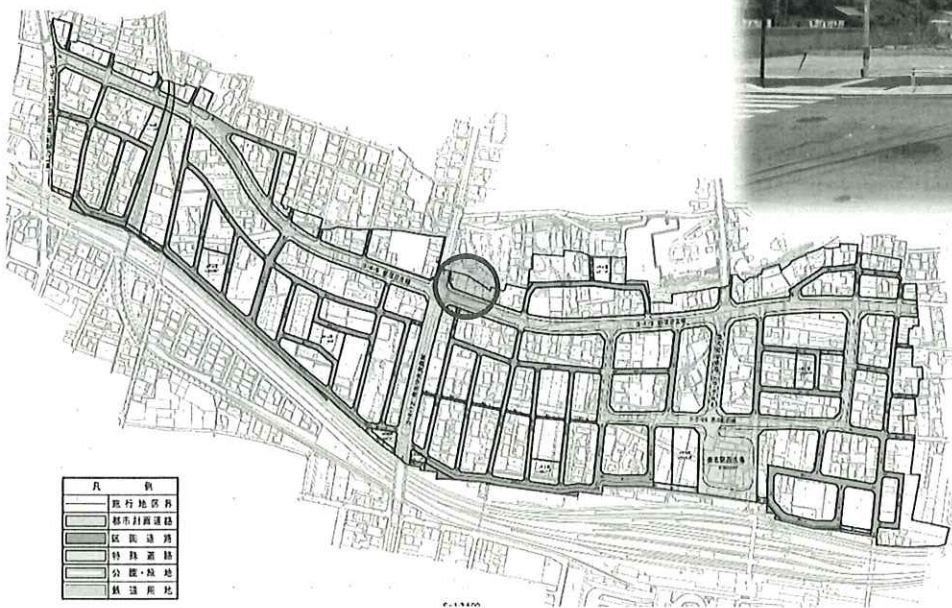
桑名駅西地区

区画整理ニュース 第91号

【 発 行 】
桑 名 駅 西
整 備 事 務 所

平成 30 年 5 月末に蛸塚益生線の本郷交差点における北西側の拡幅が完成しました。

平成 30 年度も引続き幹線道路等の施工を予定しております。工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



■平成 30 年 4 月から事務所の組織体制が変わりました。

平成 30 年 4 月 1 日に桑名駅自由通路や桑名駅周辺市街地整備業務が市役所本庁舎へ移り、事務所の名称が『桑名駅西整備事務所』に変更となりました。

この組織改編により、事務所の体制が 2 課 4 係から 1 課 3 係となり、桑名駅西土地区画整理事業に特化した事務所となりました。

平成 30 年 3 月まで

都市整備部
桑名駅周辺整備事務所

区画整理補償課
計画・補償係
管理係

市街地整備課
工務係
まちづくり整備係

平成 30 年 4 月から

都市整備部

桑名駅西整備事務所
計画・補償係
管理係
工務係

産業振興部

駅周辺整備課（本庁へ）
管理係
駅周辺にぎわい創出係

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

【 問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎（0594）24-3614 】

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファールにあるサテライトオフィス窓口にて、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅西整備事務所で発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内的土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

事業に関するお問い合わせ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅西整備事務所 計画・補償係
管理係
工務係

TEL：0594-24-1439

TEL：0594-41-4401

TEL：0594-24-1368

FAX：0594-24-6338

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp